

検討会②の論点について

1 ストレスチェックについて

(1) ストレスチェックの受検

- 労働者がストレスチェックを受けたかどうかを事業者が把握することについて。
- 事業者が労働者に対してストレスチェックの受検を勧奨する場合の留意点。

(2) ストレスチェックの実施主体

- 事業者（人事の権限を有する者）が医師、保健師等である場合にストレスチェックの実施者となることについて。
- 人事部の職員等、人事の権限を有する者がストレスチェックの実施の事務（個人の調査票のデータ入力、結果の出力事務など）に携わることについて。

(3) ストレスチェック結果の取扱い

(事業者への提供に当たっての労働者の同意取得方法)

- ストレスチェックの結果を事業者（人事の権限を有する者）に提供する際の労働者の同意方法について。
- 面接指導の前に、法定外の取組として保健指導が行われる場合の結果の取扱いについて。
- 事業者（人事の権限を有する者）が同意に基づき労働者のストレスチェックの結果を把握することの意味と望ましいあり方について。
- 同意しない労働者に対して、事業者が同意するよう働きかけることについて。

(事業者への提供に当たっての同意取得のタイミング)

- 一定期間まとめて同意を取得することについて。

(実施者から事業者への結果の提供方法)

- ストレスチェックの結果の提供に同意した労働者について、実施者が事業者に提供する情報の範囲について。
- ストレスチェックの実施を外部機関に委託している場合の事業者への情報提供方法について。

(ストレスチェック結果の保存方法)

- ストレスチェックの実施状況の記録について。
- 個々人のストレスチェックの結果の保存について。
- 労働者の同意により事業者が把握したストレスチェックの結果の保存について。

(4) ストレスチェック結果の活用

(個人の結果の活用)

- 労働者の同意により事業者が把握したストレスチェックの結果をもとに、必要な就業上の措置を講じることについて。
- 面接指導に至る前の段階で、法定外の取組として、ストレスチェックの結果、高ストレスであると判定された労働者に対して、保健師、心理職等による保健指導が行われた場合、その結果をもとに、必要な就業上の措置を講じることについて。
- 労働者の同意により事業者が把握したストレスチェックの結果の共有範囲及び共有内容（加工の必要性）について。
- 個人のストレスチェック結果の取扱い（利用目的、共有の方法、範囲等）に関する

事業場ルールの策定について。

- ストレスチェックの実施を外部に委託している場合に、ストレスチェックの結果を外部機関から企業内の産業保健スタッフに提供することについて。
- 保健指導やカウンセリングを行う目的で、ストレスチェックの結果を第三者（外部機関のカウンセラー等）に提供することについて。

（集団的な結果の活用）

- 集団的な分析結果を事業者が把握することについて。
- 集団的な分析結果から個人が特定されないようにする方策について。
- 集団的な分析及び分析結果の取扱いに関する企業の方針について、労働者に事前に周知しておくことについて。
- 集団的な分析結果の共有範囲について。

2 面接指導について

（1）面接指導の申出に係る情報の取扱い

- 面接指導の申出のためには、ストレスチェックの結果の事業者への提供に同意する必要があるという考え方について。
- 労働者の同意により事業者が面接指導対象者として把握している者に対して、事業者が面接指導の申出を勧奨することについて。
- 面接指導対象者のうち、申出を行わない者に対して、ストレスチェックの実施者が勧奨できるように、面接指導の申出を行った者の情報を事業者から実施者に提供することについて。
- 面接指導対象者のうち、申出を行わない者に対して、実施者以外の者（例えば実施の事務に携わった事務担当者等）が勧奨を行うことについて。

（2）面接指導の結果の取扱い

- 面接指導を実施した医師が事業者に提供する情報の範囲について。
- 面接指導結果の取扱い（利用目的、共有の方法、範囲等）に関する事業場ルールの策定について。
- 面接指導の実施を外部機関に委託している場合の事業者への情報提供方法について。

（3）面接指導結果の保存方法

- 面接指導の結果として、具体的に何を保存するか。
- 保存の期間はどの程度とするか。
- 面接指導結果の共有範囲及び共有内容（加工の必要性）について。

3 不利益取扱いについて

（1）申出に対する不利益取扱い

- 法第66条の10第3項の規定に基づいて禁止される不利益な取扱いの範囲について。

（2）その他の不利益取扱い

- その他の不利益な取扱いについて。

4 行政への報告について

- ストレスチェックや面接指導の実施状況の行政への報告について。